

平成28年 第3回  
教育委員会定例会会議録

平成28年3月10日（木）  
港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2441号

平成28年第3回定例会

日時 平成28年3月10日（火） 午前9時30分開会

場所 教育委員会室

「出席委員」

委 員 長	澤 孝一郎
委員長職務代理者	小 島 洋 祐
委 員	綱 川 智 久
委 員	永 山 幸 江
教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」

次 長	益 口 清 美
庶務課長兼務教育政策担当課長	佐 藤 雅 志
学 務 課 長	新 井 樹 夫
学校施設担当課長	奥 津 英一郎
生涯学習推進課長	山 田 吉 和
図書・文化財課長	前 田 憲 一
指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書記」

庶務課庶務係長	小野口 敬 一
庶務課庶務係	鈴 木 玲 奈

「議題等」

日程第1 会議録の承認

- 1 第2434号 第11回定例会（平成27年11月10日開催）
- 2 第2435号 第20回臨時会（平成27年11月24日開催）
- 3 第2436号 第12回定例会（平成27年12月8日開催）

日程第2 審議事項

- 1 議案第13号 新たな港区特定事業主行動計画の策定について（案）
- 2 議案第14号 教育管理職の任命内申について（非公開）

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成28年第1回港区議会定例会の質問について
- 2 平成27年度秋の通学路点検の実施結果について
- 3 平成28年度就学援助について

- 4 港区学校職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱の策定に係るパブリックコメント等について
- 5 平成27年度第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について
- 6 後援名義等の2月分使用承認について
- 7 生涯学習推進課の2月事業実績について
- 8 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 9 図書館・郷土資料館の2月行事实績について

「開 会」

○澤委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、平成28年第3回港区教育委員会定例会を開会いたします。 (午前9時30分)

本日は、益口次長が他の公務のため、遅れて出席いたしますのでご承知おきください。

一昨日、昨日と、平成28年度予算特別委員会（教育費）の審議がありまして、管理職の皆さんはご苦労さまでした。ありがとうございました。

委員会では、いろいろな視点から意見を聞かせていただき、とても勉強になりました。

「会議録署名委員」

○澤委員長 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は、小島委員にお願いします。

## 第1 会議録の承認

1 第2434号 第11回定例会（平成27年11月10日開催）

2 第2435号 第20回臨時会（平成27年11月24日開催）

3 第2436号 第12回定例会（平成27年12月8日開催）

○澤委員長 日程第1、会議録の承認に入ります。

平成27年11月10日開催の第2434号第11回定例会の会議録、平成27年11月24日開催の第2435号第20回臨時会の会議録、平成27年12月8日開催の第2436号第12回定例会の会議録につきましては、承認ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、承認することに決定いたしました。

## 第2 審議事項

1 議案第13号 新たな港区特定事業主行動計画の策定について（案）

○澤委員長 日程第2、審議事項に入ります。

議案第13号「新たな港区特定事業主行動計画の策定について（案）」の説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、「新たな港区特定事業主行動計画の策定について（案）」について、議案資料ナンバー1で説明いたします。

資料は、資料1が計画の概要、資料2が計画本編、資料3が職員アンケート調査の集計表です。

主に、資料1計画の概要でご説明していきたいと思います。

まず、背景等です。区では、これまでも「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「港区職員子育て支援プログラム」を平成17年3月に策定しており、職員の仕事と子育ての両立支援をしてまいりました。

こうした中、平成27年8月には、「子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組」が盛り込ま

れた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）10年間の時限立法が制定、9月に施行されました。

この法律では、各自治体は特定事業主として、平成27年度中に女性職員の活躍推進に向けた行動計画を策定することが義務付けられました。

そのため、現行の「港区職員子育て支援プログラム」に女性職員の活躍推進に向けた取組を加え、「(仮称) 港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」を策定することとしたものです。

特定事業主とは、この法律の第15条で、国及び地方公共団体の機関を特定事業主という規定を定めておいて、港区もそれにあたり、行動計画を定めなければならないと規定されているところが根拠となっています。

計画期間は、平成28年度から32年度までの5年間となります。

次に、現状の把握・分析や抽出した課題です。

法律では、資料に港区の状況にあるそれぞれの項目に記載されています。①から⑦の7項目の現状把握を必要としており、この項目の把握・分析を行った上で課題を抽出し行動計画を定めることとされています。

特に④管理的地位にある職員に占める女性職員の割合が、港区の場合は、27年度で14.1%という数字が出ています。この数字を⑤各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（係長級職員の場合）の38.6%と比べますと著しく低いことが明確になっています。

この法律でいう女性の活躍とは、私どもの公務部門においては、「政策方針決定過程への女性の参画拡大という重要な意義を有するもの」とされており、管理職に占める女性職員の割合を増やしていくことが必要だということです。これが大きな課題であることが明確になったものです。

次に、このプランの内容（案）です。

2部構成となっております。第1部は、職員の子育て支援プログラムです。プログラムの構成は、職員・職場の意識改革から妊娠・子育て中の職員への支援、また男性職員の子育て参加支援です。これらを引き続き新しいプランでも盛り込むというものです。

第2部は、女性職員の活躍推進プログラムです。今回新たにプランの中に盛り込む内容です。

このプログラムの目標としては、計画期間である平成32年度までに女性管理職の割合を現在の14.1%から30%程度とすることを目指します。

この目標達成に向けたプログラムの構成については、資料2の本編の3ページに大きく3つの分野から全体で13のプログラムがあります。

13ページからが女性職員の活躍という視点を当てたプログラムの構成となっております。こちらの主なものを説明いたします。

15ページには、職員が自己申告として目標を設定の上、それに対する進捗状況や最終的には目標に対しての到達を自らが確認をして、上司へ説明し、上司からアドバイスをいただくという自己申告制度があります。これからは新たにキャリアシートの作成として、自らが将来を見据えたキャリアデザインを描いて、それに向けてどう進めていくかを新たに加えていくというものです。平成

28年度の自己申告から実施する予定です。

16ページには、若手職員の目標・模範となる人材をロールモデルというそうですが、このロールモデルを設定して普及していきます。目指したい職員を具体的に目にする事で意欲をかき立てることを目指します。

15ページには、登用として、現在では育児休業中は昇任選考の試験を受験することができませんが、育児休業中でも受験ができるよう、管理職選考など職員が積極的に昇任を目指すような状況をつくり出していく。女性の活躍を後押ししていきます。

資料1を再度ご覧ください。策定スケジュールです。

プランは、本日の教育委員会でご審議の上決定をいただき、また他の行政委員会でも決定の手続を経て、最終的に区全体の計画として策定してまいります。

なお、策定後は、庁内における推進体制を整備した上で進捗状況を確認し、この取組内容を極力公表していく予定です。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

なお、区職員全体を指していますので、幼稚園教育職員の場合は若干任用制度等異なる部分があります。このプログラムに関して、指導室長に補足説明をお願いします。

**○指導室長** それでは、幼稚園教育職員にかかわる部分について説明をつけ加えさせていただきます。

まず、資料1現状把握・分析、抽出した課題ですが、こちらには幼稚園教育職員は入っていないと人事課から聞いていますので、この女性職員の管理職の割合には、幼稚園の管理職の数値は入っていません。また係長級の職もありませんので、幼稚園教育職員が入らない数字ということでご確認ください。

プランの内容(案)の第1部職員の子育て支援プログラムについては、庶務課長からの説明のとおり、幼稚園教育職員についても同様の形で、この計画で進めていくことになると思います。第2部女性職員の活躍推進プログラムについては、若干異なるところがありますので、改めて本編13ページ以降のプログラムの構成のところをお話させていただこうと思います。

まず、職員採用案内における女性職員の活躍紹介ですが、幼稚園教育職員は特別区人事・厚生事務組合教育委員会が採用案内や活躍している状況を男女問わず紹介しておりますので、あえて女性職員の活躍を紹介するような企画等はございません。

次に、女性職員のキャリアアップガイダンスの実施ですが、管理職が男性、女性ともに不足している状態ですので、様々な形での広報が必要であり、特に女性に限定した形での広報も必要と考えています。

次に、女性職員を対象とした管理職昇任支援研修の実施ですが、特別区人事・厚生事務組合では、様々な管理職候補者養成研修等、管理職への昇任選考の受験を促すような取組をしているところです。先ほど管理職選考前倒し受験の話がありましたが、副園長の選考においては、現在、主任教諭の経験が4年以上となっているものを2年以上にする。主任選考においては、育休中の昇任選考は

既に行っておりますし、育休中も経験年数の加算を行っているので、その辺が区の職員と違うところでは。

いずれにしても、ご承知のように幼稚園は女性が多い職場ですので、プログラムとして作成はするものの、具体的な取組は既に行っているということでお考えいただければよろしいかと思っています。

説明は、以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

いわゆる女性活躍推進法が昨年8月に制定され、それを踏まえて港区でも女性職員の活躍推進に向けた行動計画を策定することが義務づけられたことから、(仮称)港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プランを策定するという事で説明をもらいました。

○小島委員 現在の日本は少子化が進み、このままでは人口がどんどん減ってしまうということで、日本の行く末を考える上で、達成しなければいけない課題だろうと思います。資料を拝見すると、職員に占める女性職員の割合が55%で、係長級では約40%、管理職で14%。確かに管理職は14%にとどまるということはどうなのかなということで、女性が管理職に就いて十分活躍するだけの体制をとることは、喫緊の課題であることはよくわかります。

目標として、女性の管理職割合を平成32年度までに30%程度とするということですが、各会議でもよく30%という数字が出てきます。現状の14%を30%にするということは妥当な目標と思いますが、30%にするために具体的にはどんなことをするのですか。

○庶務課長 現段階でこの計画に盛り込んでいく具体的な方法は、本編の13ページから記載があるプログラムです。例えば育児休業中でも試験が受けられるということは、具体的にチャンスを与えるということです。

14ページにあります、職員の採用案内における女性職員の活躍紹介は、今一線で活躍している女性の実際の姿を取り上げて広く周知をしていくというものです。

○小島委員 女性職員が管理職試験を受ける割合が低いのだろうと思うのですが、なぜ低いのか、障害となるものは何なのだろうかと考えることがまず一番でしょうね。そして、その障害を克服する手立てをつくるということ、合格者を割合的に少しずつ増やすことです。

○澤委員長 例えば企業では、女性が管理職に就きたいのに、障害や差別があってもなかなか就けないという話も聞きます。港区においてもそういう障害や差別があるのでしょうか。

○教育次長 制度上の差別は全くありません。給料も同じですし、昇任制度なども全く平等です。しかし、管理職や係長になる時期と、出産や育児の時期が重なるからか、意識的な部分で女性のほうが遠慮がちです。そういった問題解決のため、今後は、男性の育児休暇取得の推進を、政策的に行うようになると思います。

○庶務課長 資料3として、職員アンケート調査集計があります。ここには幼稚園教育職員は入っていないのですが、3、管理職に女性が少ない理由のところ、管理職という職責、職務に対して漠然とした不安があるとあります。思いとしてあるのだと思います。

やはり、我々管理職が生き生きと仕事をする姿を見せなければいけないのだろうと、女性だけでなく男性も生き生きと仕事をしていくことが大事だと思っています。

○小島委員 管理職試験で、女性の合格率を目標とする平成32年までに30%程度に合わせるぐらいに強引に行うのは、特別区人事・厚生事務組合との兼ね合いがありますが、やろうと思ったらできるものですか。

○綱川委員 女性の管理職の割合を30%程度とする目標を立てるということですが、数値として目標を出すのは少し問題ではないかという気がします。女性が受験しやすい体制をつくるのは非常によいことですが、30%という目標達成のために、女性が受かりやすくなるようにすることになるのではないですか。

○小島委員 上位から順番に採用すると男性の合格者が多くなるだろうと思います。管理職としての能力があるという範囲内であれば、ある程度女性を多く合格者としないと目標の30%は難しいのではないですか。

○澤委員長 あくまでも目標であって、何が何でも30%にしなければいけないということではないと思いますが。

○教育長 管理職試験の受験に対し、女性は積極的に手を挙げないのです。女性はまじめな方が多いですから、受験すればよい結果が出るはずなのです。

○綱川委員 今までに、あなたは女性だから受けるのをやめなさいというようなことはなかったですよ。

○教育長 それはないでしょう。ただ受けないという状況です。ですから、入り口の問題なのですね。

女性の受験者を増やすには、モチベーションを高めるような形での環境を整えることが必要なのです。

○澤委員長 大学で学生を相手にしていると、女性のほうがまじめですから、成績もよいです。確かに次長が言われたように、女性には出産という役割もあって、その辺がネックになっているということならば、どうやってバリアーを低くしてあげるかが一つの重要なポイントなのかなと思います。

○綱川委員 数値目標として30%というのは、相当足かせになってくると思います。管理職試験を受けて、きちんと職務を担える体制をPRするのは、非常によいと思います。

職場における男女平等はもちろん賛成ですが、女性に特化したプログラムはどうかと思います。

○小島委員 職場における女性の割合が55.1%なのに、係長で約38%、管理職では約14%では、それなりの手当ををしなくてはいけないということですよ。

○綱川委員 手当や施策をすることはよいことですし、受験しやすくすることや、育児休暇を取得した期間がキャリアから削られないようにすることもよいと思います。

○庶務課長 女性活躍推進法では、目標を定めるということになっており、数値を示すとは書いてありません。ただ、女性の管理職の割合が係長級における割合と比べいかにも低いというところで



す。課題という認識を持った上で増やしていきたいという思いで設定したということです。

○澤委員長 問題点としては、数値目標をどう捉えるかということで、目標を設定した場合に、あまりそれに制約されてしまうのはどうか。ただ、目標がないのもどうかということですね。

○永山委員 女性として、このようなプログラムができて、目標が設定されることで女性がどんどん活躍することはとてもよいことだと思います。

私自身の経験から言いますと、コンピューターのシステム設計を仕事としていました。とてもやりがいがありましたが、残業も多く、子どもを保育園に午後8時まで預けていて、迎えに行ったある時、ふと何かむなしくなってしまった経験があります。以来、仕事はセーブしようと、少しでも子どもと過ごす時間をとりたいなと思い、仕事にのめり込むことはやめました。仕事と子育ては葛藤です。こういうプログラムがあるのはありがたいことだと思います。

○澤委員長 過渡期だと思います。フランスやスウェーデンでは、管理職の割合は男性と女性が同じぐらいの比率だそうです。過渡期だとすれば、数値目標を立てるというのもある程度やむを得ないのかなと個人的には思います。

それでは、採決に入ります。

議案第13号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第13号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

## 2 議案第14号 教育管理職の任命内申について（非公開）

○澤委員長 次に、議案第14号「教育管理職の任命内申について（非公開）」です。

この議案につきましては、人事に関する案件のため、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 ご異議ないようですので、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき、非公開といたします。

(非公開)

## 第3 教育長報告事項

### 1 平成28年第1回港区議会定例会の質問について

○澤委員長 次に、日程第3、教育長報告事項に入ります。

「平成28年第1回港区議会定例会の質問について」説明をお願いします。

○庶務課長 平成28年第1回港区議会定例会は、2月17日に開会いたしました。18日に代表質問、19日に一般質問が行われました。

その中で、教育長に対する質問要旨と答弁内容の主なものをご紹介します。

資料ナンバー1の3ページをご覧ください。代表質問です。

自民党議員団を代表して井筒宣弘議員です。青少年の健全育成と保護施策とについて質問がありました。

これにつきましては、学校での取組みや、教育センターでの相談業務、PTAや地域の協力を得ながら取り組んでまいりますと答弁させていただきました。

続いて、みなと政策会議を代表して清家あい議員です。就学相談における保護者との合意形成について質問がありました。

これにつきましては、児童・生徒の状況把握に努め、個々の教育的ニーズに応じて丁寧に合意形成を図っていくと答弁させていただきました。

次に5ページです。共産党議員団を代表して風見利男議員です。旧服部邸の調査と保存を要請することについて質問がありました。

これにつきましては、所有者等に協力依頼をしており、所有者等の意向を伺いながら理解を求めまいりますと答弁させていただきました。

一般質問です。8ページです。

自民党議員団の鈴木たかや議員から、赤羽幼稚園、赤羽小学校の建替について質問がありました。

これにつきましては、建替えを機に、赤羽幼稚園では、3歳児保育を新たに実施する予定です。赤羽小学校についても、今後の児童数の増加に対応できる施設となるよう整備してまいりますと答弁させていただきました。

一部ですがご紹介させていただきました。説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 風見議員が質問した旧服部邸の件ですが、ここは私の家のすぐ近くで、所属している第五町会でも非常に話題になっています。民間の敷地と建物で、現在の所有者は外国籍の方だと聞いていますが、風見議員は、かなりの文化財的な価値があるので、調査ができないものかと問題点を指摘したのですか。

○図書・文化財課長 経過をご説明しますと、旧服部邸はもともと服部セイコーの創始者が所有者で、後に服部ホールディングスが所有していましたが、シンガポールの外資に売却されました。シンガポールの外資が開発計画を立てるにあたり、私どものほうに埋蔵文化財の試掘調査を依頼してきたものです。試掘調査の実施について、服部邸の代理人が近隣に調査の依頼のビラを配り、近隣の方に、建物は保存しますと話したことから、その話が風見議員の耳に入り、建物保存に向けて早く動くようにというのが今回の質問の趣旨です。埋蔵文化財の調査の実施にあたり、こちらからは建物の調査を条件として出しています。2月中に調査が行われる予定でしたが、所有者が、今回、議会等で取り上げられ話が大きくなることを嫌ったため、延期することになりました。4月に改めて日程等を決めることになっていますが、試掘調査を条件として提案しているため、簡単に断れるものではないと考えております。

○小島委員 広大な、素晴らしい建物です。三光坂上を上がり切った左側にあります。その隣に今度、35階の建物が建設されるので、町会ではとても話題になっています。

ほかに何かございますか。

○澤委員長 一昨日の予算特別委員会でも議員の皆さんがいろいろな視点からご質問されてきました。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

## 2 平成27年度秋の通学路点検の実施結果について

○澤委員長 次に、「平成27年度秋の通学路点検の実施結果について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「平成27年度の秋の通学路点検の実施結果について」ご説明させていただきます。

資料ナンバー2をご覧ください。

目的、実施体制につきましては、例年と同様です。

通学路点検実施一覧のうち、初めに麻布小学校で、10月8日(木)に実施しまして、港陽小学校で、11月27日(金)に実施し、秋の点検を終了しています。

裏面に、主な指摘箇所及びその対応があります。

主なところをご紹介しますと、②通学路・スクールゾーン等の標識の設置・修繕をしてほしいという指摘については、こちら芝浦4丁目に徐行の標識等を設置しています。

③路面表示や横断歩道、白線の設置・引き直しをしてほしいという指摘については、三田4丁目の横断歩道の白線を引き直しています。

⑤見通しが悪いため、樹木の剪定をしてほしいという指摘については、西麻布3丁目で歩道にはみ出していた桜の木を剪定しています。

⑨信号機の設置、時間の調整をしてほしいという指摘については、3件ほどありましたが、芝浦4丁目で歩行者の信号機の時間を長くしています。

主な対応は以上です。

次回、春の通学路点検の実施期間は、4月6日(水)から6月30日(木)です。

説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 この実施結果の、一覧は各学校にも通知されていますか。

○学務課長 校園長会で説明をした上で、通知をしています。

○小島委員 はい、わかりました。

○澤委員長 参加人数が、学校によってかなり違うのですね。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

## 3 平成28年度就学援助について

○澤委員長 次に、「平成28年度就学援助について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「平成28年度の就学援助について」ご報告させていただきます。

資料ナンバー3をご覧ください。1ページ目です。

区では、平成25年8月から段階的に行われている生活保護基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないように、平成25年4月1日の生活保護基準を継続して適用しています。

国は、平成25年度当初に要保護者として就学援助を受けていた世帯について、引き続き補助金の対象としており、就学援助については、こうした国の取組の趣旨を理解した上で適切に判断するよう各市町村に周知をしています。

また、平成28年度に向けても同様に、できる限り生活保護基準の見直しに伴う影響が及ばないように適切に判断・対応する旨、通知しています。

このようなことから、区としては、平成28年度就学援助について、引き続き平成25年4月1日の生活保護基準を適用することといたします。

次ページは、対応方針をイメージ図にしたものです。(1) 就学援助以外の制度です。

青い部分は生活保護基準の引き下げの推移を示しています。階段状になっていますが、25年8月1日に1回目、26年4月1日に2回目、27年4月1日に3回目の引き下げがありました。

一方、黄色い部分は港区の生活保護の対応です。1回おくれの対応をしてきましたが、28年度からは本来の基準を適用することとなっています。

次に、(2) 就学援助です。

青の部分は生活保護基準の引き下げの推移です。赤い部分は生活保護基準の1.2倍以内、すなわち就学援助の対象である準要保護者を示しています。上の図と同じように3回引き下げられ、階段状になっています。

黄色の部分が港区の就学援助の対応です。全く引き下げておりません。28年度につきましても生活保護基準の引き下げの影響が及ばないように対応をさせていただきます。

なお、国は、保護者である青の部分のみ就学援助費の2分の1を国庫補助していますが、今回、生活保護基準見直し以前に、25年4月1日以前に、就学援助を受けていた場合は、その見直し以降も2分の1を国の補助対象とするとしています。

(2)の図で申し上げますと、青の部分だけではなく、赤の網かけ部分が2分1、赤の網かけ部分の2分の1が国庫補助の対象となります。

1ページ目をご覧ください。

1、援助を受けることができる方です。(3)前年の所得額が平成25年4月1日の生活保護基準を基に算定した就学援助基準所得額に該当する方を入れさせていただきました。

2、周知方法です。広報みなと、港区ホームページ等で周知させていただきます。

説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

これは現在、援助を受けている方に不利にならないような対応をしているということですか。

○学務課長 そのとおりでございます。

本来の形に戻しますと、数十人の方が対象外となる可能性があります。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

#### 4 港区学校職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱の策定に係るパブリックコメント等について

○澤委員長 次に、「港区学校職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱の策定に係るパブリックコメント等について」説明をお願いします。

○指導室長 それでは、「港区学校職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱の策定に係るパブリックコメント等について」ご報告いたします。

資料ナンバー4ですが、4点ございます。1つ目はパブリックコメント等について、2つ目は資料1として、学校職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱(案)、3つ目は資料2として、その要綱に係る留意事項(案)です。4つ目は今回の「要綱に盛り込むべき項目(素案)についての御意見」の結果についてです。以上4つの資料を配付させていただいています。

まず、1つ目の資料をご覧ください。差別解消の推進に関する要綱の策定に係るパブリックコメント等についてです。

募集対象は、区民、幼稚園、小中学校のPTA会長・連合会会長・副会長の皆さんからご意見をいただいたものです。

3ページに、区民からのご意見が1件(メール)ありましたので、意見の趣旨と教育委員会の考え方を示しています。

給食で個別対応が必要なケースについても掲載すべきという意見です。教育委員会の考え方としては、基本的に合理的配慮を、どのようにしていくかについては、実施に伴う負担が過重でないものとししっかりと協議をして合意形成を行うという考え方であることをお答えするものでございます。

反映状況を5としていますが、これについては2ページの3意見・要望等の反映状況をご覧ください。ご意見として受けとめたものとして5となっています。

意見の趣旨は素案で記載しているものが6件、素案には記述していないが、既存の事業等で対応済のものが3件、意見として受けとめたものが4件です。

4ページ以降は幼稚園、小中学校PTA連合会からの意見です。

相談体制の整備については、「差別相談」の窓口と相談委員会の設置は適切な配慮なので、しっかりと体制を整えてくださいというご意見、そして合理的配慮については、理解が難しいので、学校現場の教員の研修も含めてしっかりと対応する必要があるのではないかというご意見です。

また、研修及び啓発、について等々ご意見があります。いずれにしましても、障害者差別の解消に向けての留意事項については、ご意見をいただきながらつけ加え等も出てくるものと思います。

ヒアリングにあたっては、PTA連合会と、障害者団体等へ個別に回って、区長局とともに説明

をしているところです。

次に、資料1です。2ページの第6条と第7条に下線が引いてある部分があります。これは区長部局のパブリックコメント等を受けて記載したものです。

資料2です。こちらも同様に、合理的配慮の具体例として、下線を引いた部分を加筆しています。これについてもパブリックコメント等で具体的に区長部局が加筆したものを教育委員会の要綱及び留意事項でも、同様に加筆しているところです。

最後に、参考資料です。こちらは要綱に盛り込むべき項目(素案)についての御意見の結果です。簡単ですが、説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

学校職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱の策定に関して、パブリックコメントをどう反映したかという説明をもらいましたが、何かございますか。

○小島委員 障害がある生徒に対して何らかの差別が行われているということは、あつてはならないことで、今回のこのような施策を推進することは大変結構なことと思います。従前、何らかの障害を持つ児童・生徒に対して、学校の教職員が差別をしていた事例があったとは考えにくいのですが、どうですか。

○指導室長 これまで対応をしてきた中で、当然教員が児童・生徒に対して不当な差別の取り扱いをすることはございませんでしたし、そういった報告は上がっていません。

いずれにしましても、こういった要綱を定めて明文化することで、今まで以上に障害者差別解消に向けて、学校教育の中でしっかりと文章化して対応することを改めてスタートするものです。引き続き差別的な取り扱い及び合理的配慮については様々な事案が当然あると思いますので、一つ一つ対応しながら進めていければと思っています。

○小島委員 はい、わかりました。

○永山委員 細かいことで申しわけありませんが、募集対象のところにPTA連合会会長、副会長と書いてありますが、これはPTA会長が連合会の会長・副会長ということではなくて、また別の人物ということですか。

○指導室長 PTA連合会会長を兼任されている方も含めてということです。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

## 5 平成27年度第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

○澤委員長 次に、「平成27年度第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」説明をお願いします。

○指導室長 それでは、「平成27年度第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」ご報告いたします。

本会議では、学校等におけるいじめ防止に向けた取組の強化や改善方法について意見交換、情報

共有を図るものです。

2月10日（水）、午後3時から港区立教育センターにおいて実施されています。

内容については、本委員会の場合でもご報告をさせていただいておりますので、（1）各機関からの報告の①・②については割愛をさせていただき、③3学期における学校のいじめの現状、事例等についてご報告いたします。

資料ナンバー5、7ページの資料3をご覧ください。

南山小学校の和田校長先生から、南山小学校でのいじめの現状、取組についてご報告をいただきました。

学校生活アンケートは、以前からご紹介しているとおりでありますが、南山小学校では毎週火曜日に実施しています。一週間を振り返って月曜日にアンケートを実施すると、土日を挟むため対応が遅れる恐れがあるので、火曜日に実施しているということです。

このアンケートから、嫌だと思える出来事があったと、項目に丸をつけた児童がおり、即座に担任が聞き取りを行っています。どのように解決していくことがよいか、児童と深く話すことができ、結果としていじめに発展することはなかったという報告でした。

また、教員は以下のことを児童に言わないように改めて校長から指導したということです。

「あなたにも悪いところがあるのでは」とか、「あなたさえ気にしなければいいのよ」とか、「もっと強くなりなさい」この3点です。そして、児童がSOSのサインを出してくれたことに感謝し、担任との信頼関係のもと、トラブルを解決しているということです。

2月のふれあい月間を活用した具体的な取組として、行動目標の設定ということで、いじめのない明るい学校づくりを目指して、あいさつ運動を実施したということです。なお、児童の情報も改めて共有したということです。

引き続き、青山中学校の福井校長からも報告をいただいております。

学校の職員のほうにしっかりと徹底したというようことで、トラブルの事例を共有していきながら、誰もが気持ちよいと感じる言葉を使う必要性について指導し、また、誰に対しても、人として使ってはいけない言葉や、からかう言葉を使わないようにすること、教員が一定の基準を持って、成長の過程にある中学生に自分の言葉や行動に責任を持てるよう指導していくという報告を受けています。

なお、生徒会を活用した具体的な取組としては、ペアサポートという形で、「さわやかな挨拶が飛び交う温かい学校」を意識して、生徒同士で相談に乗り合い、問題を解決していく取組を推進していくということでもあります。

簡単ですが、説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

第3回のいじめ問題対策会議の報告をもらいましたけれども、何かご質問等ありますか。

○教育長 資料1のいじめに関する現状については、前回説明をしていないので、説明をしてください。

○指導室長 大変失礼いたしました。

では、資料1、いじめに関する現状についてご報告いたします。

いじめの件数ですが、6月の調査（4月～6月）の調査と、11月の調査（7月～11月）を記載しているものです。

11月の調査では、小学校で6件、中学校で3件です。発覚のきっかけですが、本人による報告が小学校で1件、保護者からの訴えが4件（小学校で3件、中学校で1件）となります。担任による発見は3件（小学校で2件、中学校で1件）です。他の児童生徒の情報は1件（中学校で1件）ということです。

いずれにしても、アンケート等ではなく、保護者からの訴えなどから上がってくるケースもまだあり、引き続き、いじめの問題については学校が子どもたち一人一人の様子を見て、しっかりと把握することが必要なことだと考えてございます。

いじめの傾向としては、それほど重大な事案は発生していませんが、まず悪口や嫌なことを言われることが8件、（小学校で5件、中学校で2件）複数回答ということですが、軽い接触が4件、（小学校で3件、中学校では1件）です。強い接触はありませんでした。仲間はずれ、無視が2件、（小学校で1件、中学校で1件）です。物品へのいたずらが、小学校で1件、嫌なことを強要が小学校で1件です。

説明は以上です。

○澤委員長 現状についても報告をもらいましたが、ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 南山小学校では、学級生活アンケートでわかったことがあったようですが、青山中学校では、どういうことがきっかけでトラブルの事例を把握して指導に当たられたのですか。

○指導室長 青山中学校の例は、いじめの件数としては上げていません。教員が生徒の様子を見ている中で把握したものです。

○綱川委員 気がついたということですか。

○指導室長 はい。

○澤委員長 何かほかにごございますか。

○永山委員 いじめに関する現状については、具体的な内容を報告して、委員の方全員が承知しているのでしょうか。

○指導室長 ご説明いたしました概要についてはお話をしているところですが、どこの学校で、誰がというようなことまで細かくご報告はしていません。

○永山委員 全部について、きちんと対応はできているのでしょうか。

○指導室長 こちらについては一つ一つ丁寧に対応をして、全部解決しているということです。

○小島委員 傾向というところで、仲間はずれ、無視というのがあって、一番嫌だなと思うのですが、具体的に、どんな内容だったのですか。

○指導室長 まず1件目は、外国籍の小学生が少し孤立してしまったというケースです。



もう1件は、陰口を言われたということです。女の子同士の中で陰口を言われたということがあったと報告が上がっています。

いずれにしても、一つ一つ話をしっかりと聞いて、学校の中で対応をして解決に結びつけていったということです。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

6 後援名義等の2月分使用承認について

7 生涯学習推進課の2月事業実績について

8 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

9 図書館・郷土資料館の2月行事实績について

○澤委員長 では次に、「後援名義等の2月分使用承認について」、「生涯学習推進課の2月事業実績について」、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」、「図書館・郷土資料館の2月行事实績について」この4件の定例報告については配付資料のとおりです。各案件について、ご質問ございますか。

(なし)

○澤委員長 本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他何かありますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉 会」

○澤委員長 わかりました。なければ、これをもちまして閉会いたします。

次回は臨時会を、3月22日(火)の午後1時30分から開催予定です。よろしく申し上げます。

皆さん、お疲れ様でした。 (午前10時43分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 小 島 洋 祐